

議案第十四号

港区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「平成二十四年度から平成二十六年まで」を「平成二十七年度から平成二十九年まで」に改め、同条第一号中「二万五千二百円」を「三万三千七百二十三円」に改め、同条第二号中「二万五千二百円」を「四万二千二百七円」に改め、同条第三号中「四万九百五十円」を「四万八千七百十一円」に改め、同条第四号中「六万三千元」を「五万九千九百五十二円」に改め、同条第十二号中「十七万三千二百五十円」を「二十七万三千五百三十一円」に改め、同条第十五号とし、同条第十一号中「十五万七千五百円」を「十七万二千三百六十二円」に改め、同号イ中「二千万円以上三千万円未満」を「七百五十万円以上千万円未満」に改め、同号ロ中「。」に「を。」、次号ロ又は第十四号ロに「に改め、同条第十二号とし、

同号の次に次の二号を加える。

十三 次のいずれかに該当する者 二十万六千八十五円

イ 合計所得金額が千万円以上二千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

十四 次のいずれかに該当する者 二十三万九千八百八円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第七条第十号中「十四万七千七百五十円」を「十四万二千三百八十六円」に改め、同号イ中「千万円以上二千万円未満」を「五百万円以上七百万円未満」に改め、同号ロ中「又は次号ロ」を「次号ロ、第十三号ロ又は第十四号ロ」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号中「十二万六千円」を「十一万九千九百四円」に改め、同号イ中「七百万円以上千万円

未満」を「三百五十万円以上五百万円未満」に改め、同号口中「又は第十一号口」を「、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「十一万二千五百円」を「十万四千九百十六円」に改め、同号イ中「五百万円以上七百五十万円未満」を「二百五十万円以上三百五十万円未満」に改め、同号口中「第十号口又は第十一号口」を「第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「九万四千五百円」を「八万九千九百二十八円」に改め、同号イ中「二百五十万円以上五百万円未満」を「百九十万円以上二百五十万円未満」に改め、同号口中「、第九号口」を削り、「又は第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「七万八千七百五十円」を「八万二千四百三十四円」に改め、同号イ中「二百五十万円」を「百九十万円」に改め、同号口中「、第八号口」を削り、「又は第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「六万九千三百円」を「七万八千六百八十七円」に改め、同号口中「、第七号口」を削り、「又は第十一号口」を「、第十一号口、第十二号口、第十三号口又は第十四号口」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 令第三十九条第一項第五号に掲げる者 七万四千九百四十円

第九条第三項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第四号口又は第七条第五号口、第六号口」を「、第四号口若しくは第五号口又は第七条第六号口」に、「若しくは第十一号口」を「、第十

一号口、第十二号口、第十三号口若しくは第十四号口」に、「同条第一号から第十一号まで」を「同条第一号から第十四号まで」に改める。

付則に次の一条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第八条 法第十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成二十七年四月一日から区長が別に定める日までの間に行わず、当該区長が別に定める日の翌日から行うものとする。

付 則

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区介護保険条例の規定（付則第八条の規定を除く。）は、平成二十七年分の保険料から適用し、平成二十六年分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

第六期港区介護保険事業計画に基づき保険料を改定するほか、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する日を定めるため、本案を提出いたします。